職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけ し、深くお詫び申しあげます。

「職員の営利企業等の従事制限違反」に係る処分

	項		目		内容
処分を受けた職員				战員	健康福祉局地域包括ケア推進部職員(42歳)
事	案	D	概	要	当該職員は、育児休業期間中の令和3年10月25日(月)から30日(土)までの6日間及び11月16日(火)から20日(土)までの5日間、計11日間に渡り、営利企業従事等の許可がされていないにもかかわらず、長野県飯田市内の民間企業において就労し、給与として現金90,750円を受領した。また、事情聴取に対して、当初、給与を受領していないと虚偽の報告を行った。
処	分	0)	内	容	減給6か月(給料月額の10分の1)
処	分	年	月	日	令和4年3月29日

問い合わせ 人事・給与課 電話 042-769-8213